

## 【物価対応料について】

当院では昨今の光熱水費や医療材料費などの物価高騰に対応し、安定した医療提供体制を維持するため、厚生労働省の規定に基づき令和8年6月1日より「物価対応料」を算定しております。

ご理解くださいますようお願いいたします。

### ■物価対応料 1

1. 初診時 2点
2. 再診時 2点